

委員会提出議案第7号

雇用の安定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年12月18日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

建設経済常任委員長 小 川 尚 一

雇用の安定を求める意見書（案）

働くことは生活の糧を得ることだけではなく生きがいを得るなど、自己実現を図るための重要な手段であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務です。

しかし、政府は規制改革会議や産業競争力会議で労働規制の緩和を検討し、雇いを不安定化させようとしています。

政府が目指す「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになり、「限定正社員」が制度化されて見かけ正社員づくりが行われれば、工場や営業所等の閉鎖に伴って簡単に解雇されるようになってしまいます。

ことし8月には、厚生労働省の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」が、「常用代替防止」の原則を変える大幅な緩和を盛り込んだ報告書を取りまとめたことから、正規雇用が減少し、非正規雇用が大幅に拡大することなども危惧されます。

また、特に若年の労働者を使い捨てにするいわゆる「ブラック企業」が社会問題化しており、対策を講じることが求められています。

よって、南相馬市議会は、次の事項を実現するよう強く求めるものであります。

記

- (1) 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の名を借りた見かけ正社員づくり、「労働者派遣法」の大幅な緩和など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。
- (2) 求人票に離職率を明記させることなど、いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性のある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
- (3) 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成を図り、雇いを創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年12月18日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

経済再生担当大臣 様

内閣府特命担当大臣（規制改革） 様